○公正取引委員会規則第十二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第十項から第十三項まで（これらの規定を同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十六条第一項の規定に基づき、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則の一部を改正する規則

課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条の二第七項第一号又は第八項第一号若しくは第二号」を「第七条の二第十項第一号又は第十一項第一号から第三号まで」に改め、同条第四項中「報告書の提出を行った者」を「報告書を提出した者」に改める。

第二条第一項中「第七条の二第七項第一号又は第八項第一号若しくは第二号」を「第七条の二第十項第一号又は第十一項第一号から第三号まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　二以上の事業者が、法第七条の二第十三項の規定により共同して報告を行おうとする場合には、前二項による口頭による報告は、当該二以上の事業者が共同して選任した代理人又は当該二以上の事業者のうち第六条の二後段の規定により連絡先となる事業者がする口頭による報告をもって行うものとする。

第四条第一項中「第七条の二第九項第一号」を「第七条の二第十二項第一号」に改め、同条第三項中「前条第二項及び第三項」を「前条第二項から第四項まで」に、「次条」を「第五条」に改める。

第五条中「第七条の二第九項第一号」を「第七条の二第十二項第一号」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

（共同による報告及び資料の提出）

第六条の二　法第七条の二第十三項の規定により共同して報告及び資料の提出を行おうとする二以上の事業者は、様式第一号、様式第二号又は様式第三号による報告書を、いずれも連名で提出しなければならない。この場合においては、当該二以上の事業者は、当該報告及び資料の提出に関して共同して代理人を選任している場合を除き、連絡先となる一の事業者を定めなければならない。

（報告又は資料の提出の追加を求める書面の送達）

第六条の三　委員会は、法第七条の二第十六項の規定により当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めるときは、その旨を記載した書面を、第三条に規定する報告書及び資料を提出した者又は第四条に規定する報告書及び資料の提出を行った者に送達しなければならない。

第七条第一項中「報告書及び資料の提出を行った者」を「報告書及び資料を提出した者」に、「第七条の二第七項第一号又は第八項第一号若しくは第二号」を「第七条の二第十項第一号又は第十一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「報告書及び資料の提出を行った者」を「報告書及び資料を提出した者」に、「第七条の二第九項」を「第七条の二第十二項」に改める。

第八条及び第九条中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

様式第一号（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

課徴金の減免に係る報告書

平成　　年　　月　　日

公正取引委員会　あて

（ファクシミリ番号　03―3581―5599）

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名　　印
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第10項第１号又は第11項第１号から第３号まで（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告を下記のとおり行います。

なお，正当な理由なく，下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

○　報告する違反行為の概要

1　当該行為の対象となった商品又は役務		
2　当該行為の態様	(1)	
	(2)	
3　開始時期（終了時期）	年　月（～　年　月まで）	

記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応する。）

○　報告する違反行為の概要

1　当該行為の対象となった商品又は役務

当該行為の対象となった商品又は役務について，その範囲が分かるように具体的に記載すること。商品名等をどのように記載したらよいか分からないときは，日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類Ｆ―製造業に係るものについては工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づく工業統計調査用産業分類（六けた分類）に準拠し，その他の事業に係るものについては日本標準産業分類の細分類（四けた分類）に準拠すること。

2　当該行為の態様

(1)　当該行為の態様（価格カルテル，入札談合，市場分割協定等）を２(1)の欄に記載すること。

(2)　例えば，

ア　当該行為が価格引上げカルテルである場合は，カルテル参加者，対象地域，価格の引上げ時期，引上げ幅

イ　当該行為が入札談合である場合は，入札談合参加者，対象となる物件の発注者等が分かるように，２(2)の欄に具体的に記載すること。

なお，当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の名称及び関与の内容について，２(2)の欄に具体的に記載すること。

3　開始時期（終了時期）

(1)　当該行為に係る取決めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は，当該行為を行っていたことが確実な時期であって，最も古い時期を記載し，「遅くとも」と付記すること。

(2)　報告者が当該行為を既にしていない場合は，終了時期を（　）内に記載すること。

(3)　本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し，それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で，報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には，報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。